

第167回 石川県都市計画審議会

平成30年3月23日（金） 14時00分から
石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局：皆様お疲れ様です。まだ、1名の委員さんがいらしておりませんが、定刻になりましたので、ただいまより、第167回石川県都市計画審議会を開催いたします。はじめに、事務局を代表しまして、山岸土木部長よりご挨拶申し上げます。

◎山岸部長：土木部長の山岸でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素より、県の土木行政、とりわけ都市計画行政の推進にご尽力を頂いております。重ねて御礼申し上げます。

新幹線が開業から4年目に入っているわけではございますけれども、国内外から多くの皆様にご来県という状況が続いております。東北との間の新幹線の運行でありますとか、県外企業の支店・営業所の設置等が相次ぐということでございまして、大変効果が出ているというふうに感じております。

今後は、2020年度東京オリンピック・パラリンピックの開催もございまして、北陸新幹線の敦賀延伸ということもございまして、金沢城の鼠多門・鼠多門橋の復元でありますとか、金沢港の機能強化整備、こういったものにも、県として取り組んでいるところでございます。本県の歴史・文化の魅力にさらに磨きをかけること、さらには、陸・海・空の交流基盤整備、こういったものも積極的に進めていかなくてはならないというふうに思っているところでございます。

一方、本格的に人口減少社会に突入するわけではございますけれども、そういった中でも、持続可能なまちづくりを進めるということは、何よりも大事なことだというふうに思っておりますので、県といたしましても、市町と連携をとりながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

委員の皆様方には、引き続き、ご支援・ご協力のほどお願いしたいと思っております。

今日の審議会ではございますけれども、都市計画区域マスタープランの変更や都市計画道路、都市公園の変更ということについてお諮りをさせて頂きたいというふうに思っております。限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方には、どうか厳正なるご審議を頂きたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いたします。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。上から順に、A4版で議事次第、A4版の冊子になっているかと思いますが、第167回石川県都市計画審議会報告及び議案書、A4版の冊子で珠洲都市計画ほか8都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更と、そのほか、参考資料といたしまして、1から4の資料をお配りしておりますが、皆さんありますでしょうか。

それでは、次に、本日の審議会の出席者数についてでございます。出席依頼委員21名中、現在のところ16名の委員の方々にご出席頂いております。それでは、ここからの進行は、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、よろしくをお願いいたします。

◆川上会長 : 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。それでは、審議に移りたいと存じます。お手元の議事次第にそって議事を進めさせていただきます。

今ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員21名中、16名のご出席を頂いておりますので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、北尾委員と宮崎委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局 : それでは、前回第166回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。議題1581号 七尾都市計画の道路の変更につきまして、平成29年12月22日に県告示を行っております。以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長 : 今回の審議会には4ページにありますように15件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最初の議第1582号から議第1590号につきましては、いわゆる都市計画区域マスタープランであります。関連がありますので、9案件を一括して上程します。それでは案件について、事務局から説明してください。

◎事務局 : それではご説明いたします。議案書は5ページ、別冊の計画書がございますが、説明用の資料として参考資料1、参考資料2にてご説明させていただきます。都市計画マスタープランにつきましては、11月に開催されました第166回都市計画審議会にて、一度ご報告させて頂いており、その後、11月28日から12月28日までの間、パブリックコメントの募集を実施し、計11件の意見を頂いております。まず始めに、意見と対応について、報告させていただきます。参考資料1をご覧ください。

資料の一枚目にパブリックコメントの意見と対応について、まとめてごさいます。頂いた意見の対応につきましては、資料左上に点線枠で囲んであります4つに区分しております。1番目は、ご意見を踏まえ、計画の本文に追記・修正したもの、2点目は、ご意見の趣旨が既に計画に反映されているもの、3点目は、ご意見として伺うもの、4点目は、計画等に関する制度等に対する質問となっております。

まず、ご意見を踏まえ、計画の本文を追記・修正する対応区分①としたものについてご報告させていただきます。

意見No. 1としまして北陸新幹線開業や延伸等はまちづくりに対するインパクトが大きく、また、金沢港の強化も行われるとのことなので、もう少し強く打ち出してはどうか、というご意見を頂いております。対応としましては、添付してある資料の1-2ページにおいて、都市計画の目標3としまして「北陸新幹線開業を機に、人とモノの交流を一層盛んにするため、幹線道路網の整備や金沢港のクルーズ・貨物の両面からの整備、小松空港のさらなる国際化」を図ることを補足、追記させていただきました。

次に意見No. 2としまして交通施設の方針について、空港、新幹線の整備促進はあるが、港については取り入れないのか、というご意見を頂きました。対応としましては、資料1-15になりますが、空港や新幹線に加え、金沢港や七尾港等の港湾施設についても追記させて頂いております。

次に意見No. 3として金沢城公園、木場潟公園、能登歴史公園等の県内の特徴的な公園についても、もう少し強く打ち出してはどうか、というご意見を頂いております。対応としましては、資料1-25ページに「歴史的文化遺産を継承する公園緑地の整備・充実」を図る方針を追加し、金沢城公園、能登歴史公園の整備充実を図ることを明記いたしました。なお、木場潟公園については、緑地や水辺の保全・再生・創出に努める方針に、既に定めております。

意見No. 4としまして、全体の構成を理解できるようなページを追加してはどうか、というご意見を頂いております。これにつきましては、資料1-35ページに「都市計画の理念」「5つの目標」「10の方策」「各方針」について体系図としてまとめさせていただきました。

意見No. 5輪島都市計画区域マスタープランについて、マリンタウンへ向かう本町宅田線の整備を行ってほしい、というご意見を頂いております。対応としましては、後ほどご説明いたします輪島都市計画区域マスタープランにおいて、本町宅田線の未整備区間をおおむね10年以内に整備を予定する施設に追加し、整備促進を図ることを方針といたします。

なお、意見No. 6～No. 11につきましては、ご意見の趣旨が計画の中に反映されているもの、制度に対するご質問となっており、ご説明は割愛させていただきます。

次に議案の「都市計画区域マスタープランの変更」についてご説明をさせていただきます。参考資料2と合わせスクリーンをご覧ください。

今回お諮りするものは、県内全17区域のうち、現行の計画から見直しを行っていない11区域の見直しを行うものでございます。

これまでの経緯です。これまで、「いしかわの都市計画検討専門委員会」において、検討を進め、第166回都市計画審議会にて報告させて頂いた後、パブリックコメントの募集を経て、今回議案としてお諮りするものであります。

それでは、各区域マスタープランの見直しについてご説明させていただきます。珠洲都市計画区域マスタープランについてご説明いたします。資料は2ページとなります。ご説明はこちらのスクリーンにて説明させていただきます。主な見直しとして、飯田地区、ピンク色表示のエリアにつきまして、医療・商業・公共施設等の立地が進んでいることから、さらに利便性の高い市街地の形成を図るため、一部を「商業、業務ゾーン」として追加いたします。また、珠洲道路の正院から蛸島間につきまして、広域交通のネットワーク化を図るため、新たに位置付けし整備促進することを方針と定めております。

次に、内浦及び能都都市計画区域マスタープランについてです。資料は3ページです。こちらのスクリーンをご覧ください。能登町には、緑色と青色の枠で囲まれた2つの都市計画区域が存在しています。それぞれの都市計画区域ごとにマスタープランを定めていますが、一体の都市として総合的に整備、開発、保全を行うことが適切であり、今回、区域マスタープランを統合することといたします。また、ピンク色で示します能登町役場新庁舎の建設予定地であり、旧宇出津駅周辺におきまして、商業・業務地として位置付け、中心部にふさわしい空間の形成を図ることを方針として加えております。

次に、富来及び志賀都市計画区域マスタープランについてです。資料は4ページとなります。能登町と同様に、志賀町内にも2つの都市計画区域が存在しており、今回、区域マスタープランを統合することとし、また、統合した2つの都市計画区域の拠点間を連絡する一般国道249号都市計画道路 甘田直海線について、アクセスの強化のため整備促進を図る方針といたします。

次に、輪島都市計画区域マスタープランについてご説明いたします。資料は5ページとなります。黄色で示します「居住ゾーン」につきまして、昨年度策定されました立地適正化計画に基づく「居住を誘導する区域」と整合を図り、エリアを絞り込んでいます。また、居住ゾーンの見直しに併せて、この後、ご審議頂きます輪島バイパスの線形変更についても反映し、整備促進を図ることを方針としております。なお、立地適正化計画とは、医療・福祉・商業の都市機能や居住を適正に誘導することにより、集約型の住み良いまちづくりを進めるためのアクションプランであり、平成26年度に制度化されたものでございます。

次に、穴水都市計画区域マスタープランについて、ご説明いたします。資料は6ページとなります。穴水駅周辺については、現在、交流センターや図書館、道の駅が立地しているエリアを中心とした集約型の市街地形成を目指すとともに、新たに本町線を位置付け、まち並み整備を一体的に進めにぎわい創出を図る方針を定めております。

次に、七尾都市計画区域マスタープランについてです。資料は7ページとなります。吹き出し①で示します矢田新地区では、旅客船岸壁と一体となった防災緑地広場の整備が進められており、交流機能の充実を図るため、緑色で示し

ます箇所につきまして、「レクリエーション拠点」として追加いたしております。また、能越自動車道、田鶴浜七尾道路や七尾外環状道路につきましては、都市計画決定がなされたことから、位置付けを明確にし、整備促進することを方針といたしております。

続きまして、羽咋都市計画区域マスタープランについてです。資料は8ページとなります。吹き出し①で示していますJR羽咋駅周辺については、空き店舗等による空洞化が進んでいることから、それらを活用し、商業・業務施設を集積することで、魅力ある都市空間の創出を図ることを目指しております。

また、交通利便性が高いインターチェンジ周辺におきまして、住民と観光客が交流できる拠点の形成を図ることで、中心市街地への回遊性を高め、活性化を図ることを方針としております。

続きまして、津幡都市計画区域マスタープランについてです。資料は9ページとなります。こちらの北中条地区につきまして、現在、文化会館や図書館、商業施設が立地しているエリア周辺でございますが、この周辺につきまして、新たなにぎわいの創出を図るため、ピンク色で示します部分につきまして「商業、業務ゾーン」として追加いたします。

次に、川北都市計画区域マスタープランについてです。資料は10ページとなります。この後、審議頂きます加賀海浜産業道路につきまして、「ダブルラダー輝きの美知」構想の実現に向け、新たに位置付けし、整備促進を図ることといたします。

最後に、議第1582号から議第1590号につきましては、2月9日から2月23日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で、珠洲都市画ほか8都市計画の区域マスタープランの変更についての説明を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認頂いたものといたします。

それでは、議第1591号「輪島都市計画 道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 次に、都市計画道路 小伊勢袖ヶ浜線及び小伊勢稲舟線についてご説明いたします。議案書は6ページ、図面は7ページとなります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、3・4・4号小伊勢稲舟線についてご説明いたします。位置関係ですが、「輪島市役所」がこちらになります。こちらが「輪島病院」、黒色に示しますこちらの路線が「国道249号」になります。灰色に示す路線が「七尾輪島線」、紫色に示す路線が事業中の「能越自動車道」となっております。図面左側が門前町方面、右側が珠洲市方面となっております。

当該道路につきましては、輪島バイパスとして、稲屋町から宅田町を通り、稲舟町へ至る道路であり、輪島市街地の交通渋滞の緩和を図り、交通の円滑化

と広域交流の拡大を図る重要な幹線道路であります。なお、こちらの久手川町から宅田町までの区間は既に供用されております。今回、こちらの稲屋町から宅田町までの区間につきまして、周辺の土地利用状況の変化を踏まえ、道路線形及び幅員の変更を行うものでございます。

まず、線形の変更についてご説明いたします。青色が当初計画であります。赤色が変更計画となります。当初は、こちらの上野台中学校の敷地を避ける計画となっておりますが、本年2月に廃校したこと等、土地利用状況の変化を踏まえ、これまでより市街地に近い道路線形に変更いたします。当初は多くの農地が道路によって分断される計画となっておりますが、線形の見直しによりまして、農地の分断を最小限に抑える計画とし、また、バイパス機能に加え、市街地側に近づくことで、より利便性の高いルートとしております。

この線形の変更に伴いまして、起点位置が稲屋町から小伊勢町に変更されることから、道路名称を稲屋稲舟線から小伊勢稲舟線に変更いたします。

こちらが、上空写真になります。写真右下が、七尾輪島線が通っておりまして、小伊勢稲舟線がこちらになります。その交差点間から宅田町までの区間700mにつきましては、平成27年度に共用しております。また、杉平の交差点から稲舟町までの区間については、平成21年度に供用されております。左上にあります旧上野台中学校の敷地がこちらになりまして、赤線が今回の計画線になります。

次に、幅員の変更についてご説明いたします。左の図をご覧ください。青色で示します当初計画では、片側歩道で計画されており、青の点線で示す北側に歩道を設置する計画となっております。変更につきましては、赤色で示します今回の線形変更の見直しによりまして、大屋小学校への通学児童の利用が沿道両側から見込まれること、また、小伊勢町、二勢団地、上野台団地等沿道集落からの歩行者利用が見込まれること、また、前後につきまして両側歩道で整備されております。このことから片側歩道から両側に歩道を設ける計画とし、道路幅員を12mから14.5mに変更いたします。

次に、3・4・2号小伊勢袖ヶ浜線についてご説明いたします。小伊勢袖ヶ浜線はこちらの道路になります。小伊勢町から海側への路線となっております。小伊勢袖ヶ浜線は、水色で示します稲屋稲舟線から市街地へのアクセス向上を目的として計画されたものでございます。今回、青色で示します、起点部から漆芸美術館前交差点までの540m区間につきまして、今回の輪島バイパスの変更に伴い、近接する「国道249号」がその代替機能を有することから、起点位置の変更を行うこととしております。計画決定する幅員につきましては、現道幅を活かしつつ、両側歩道を確保した12mの道路幅員を決定いたします。

最後に、本案件は今年の2月23日から3月9日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で、輪島都市計画道路 小伊勢袖ヶ浜線及び小伊勢稲舟線の変更についての説明を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。いかがでしょうか。

◆川上会長： この都市計画道路の見直しの背景には、今ご説明の中にあつたように、明らかにご説明がなかったのですが、全体的な公共的な経費の削減ということも考慮されているわけでしょうか。

◎事務局： はい、今の説明の中にはなかったのですが、事業費につきましても、コストの削減を行っておりまして、6億円ほどの削減となっています。

◆川上会長： はい、わかりました。

◆川上会長： ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案をご承認頂いたものといたします。それでは、議第1592号「金沢都市計画 道路の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： 都市計画道路 小立野旭町線の決定について、ご説明いたします。議案書は8ページ、図面は9ページとなります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、位置図になります。こちらが、「金沢城公園」、「兼六園」、「金沢大学病院」になります。小立野台地上に位置する「都市計画道路 小立野線」、通称「小立野通り」についてはこちらになります。「山側幹線」はこちらになります。今回、小立野線から金沢大学工学部跡地を通りまして、浅野川沿いの小将町田上線につながる延長約1,000mの区間について、新たに決定しています。

本路線の目的についてご説明いたします。1点目は、本路線が通過する工学部跡地において、新たな県立図書館と金沢美術工芸大学の移転計画が進んでおります。両施設への利便性向上を図ることを、まず1つ目の目的としております。

2点目につきましては、工学部跡地周辺の狭い生活道路での通過交通を抑制し、周辺地域における交通環境の改善を図ることを目的としております。

具体的には、工学部跡地周辺は住宅密集地となっておりますが、近隣には「金沢美術工芸大学」、「盲学校」、「小立野小学校」や「金沢商業高校」等が立地する地区となっております。道路状況につきましては、こちらの県道の芝原石引町線があります。2車線が確保されていない区間が1kmほどございます。通過車両が狭隘な生活道路に入り込む状況となっております。こちら、写真の①が、一方通行区間になります。多くの車両が通過している状況です。写真の②につきましては、自動車のすれ違いも難しい、生活道路に入り込んだ自動車の状況となっております。どちらの写真とも通学路でありまして、児童のすぐ

脇を自動車が通行する状況となっております。このため、本道路におきまして、通過交通を集約し、周辺の交通環境を改善することにより、地域住民や通学児童等の安全性の向上が図るものとしております。

次に、ルート設定についてご説明いたします。ルート設定にあたりましては、こちらの①から②までの360m区間につきましては、既存の市道を極力利用し、現在の崎浦交差点と芝原石引町線を最短で結ぶことで、周辺地域への影響を出来るだけ小さくするようなルート設定を行っております。上の写真は崎浦交差点側からの市道の状況となっております。真ん中の写真につきましては、工学部裏の市道の状況となっております。①、②を結ぶような路線となっております。また、こちらの640m区間につきましては、現在の県道を活用する計画としております。右下の写真は、現道部の状況となっております。

続きまして、道路幅員についてご説明いたします。車線数につきましては、計画交通量が約7,500台見込まれることから、道路構造令に基づき、車線数を2車線で決定いたします。起点から芝原石引町線の区間につきましては、主たる幅員としまして、交差点部が連続することから、右折車線を含んだ道路幅員としております。緑色で示します歩道部につきましては、両側歩道2.5m、ピンク色で示します停車帯部については、停車需要や自転車利用を考慮し、1.5mとした計17mの道路幅員で決定いたします。

続きまして、現道部になります。こちらの区間につきましては、道路の両側が法面となっております。沿道利用が見込めないことから、必要最低限の片側歩道とし、幅員は9.5mといたします。計画の説明は以上となりますが、本案件につきまして、今年2月6日から2月20日までの2週間縦覧に供したところ、意見書が2通提出されております。意見書の要旨と、これに対する県の見解につきましては、都市計画課長よりご説明させていただきます。

都市計画課長の二塚でございます。意見書について、ご説明させていただきます。お手元のA3サイズの「参考資料3」をご覧ください。説明はスクリーンでご説明させていただきます。意見書につきましては、2件ございました。金沢市崎浦地区の上野本町上町会、黄色のところでございます、それと、小立野町会連合会の上野町町会、ピンク色のところでございます、からのものです。これらの意見書につきましては、金沢市等関係機関と協議をしまして、その結果を踏まえまして、意見書に対する石川県の見解を述べさせていただきますというふうに思っております。

まず最初は、上野本町上町会からの意見書について、ご説明いたします。1つ目でございます。参考資料の①でございます。意見書の要旨でございますが、児童の自転車利用が多い現状のなか、歩道の有効幅員を見直しして頂いて、従

来どおり自転車は歩道を通行させることで、児童の安全を図って欲しい、との意見書の主旨でございます。

県の見解をご説明させていただきます。自転車と歩行者の混在による自転車が加害者となる大きな事故が報じられています。道路交通法では自転車は、自動車の左側を通行するということが原則となっております。私どもといたしましては、自転車と歩行者の双方の安全を確保することが大事であると考えておりまして、計画道路においては、公安委員会との協議に基づき、自転車は歩道と分離し、車道の左側を通行することとしたいと考えております。

道路交通法では、児童・幼児や高齢者、身体障害者の自転車の通行については、歩道を通行することができることをしっかりとご説明し、ご理解頂いて、今後事業の実施にあたり、地元の皆さんへのご理解を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目でございます。計画道路の開通により、交通量の増加が予想されるということから、新しい図書館と金沢美大の間については、他の地域よりも歩行者用押しボタン式信号機や横断歩道の設置数を増やして頂いて、歩行者が安全に横断できるようにして欲しい、とのご意見でございます。

現在、崎浦交差点、芝原石引町線との交差点が計画されております。また、図書館と金沢美大につきましては、現在、実施計画の検討をしております。ご意見のありました横断歩道等の設置位置につきましては、今後、両施設の計画や地元住民の皆さんの意向を踏まえながら、必要性も含めて公安委員会との協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、上野町町会からの意見書について、ご説明させていただきます。1つ目でございます。計画道路の開通により、崎浦交差点から下田上橋詰交差点までの利便性の向上や交通環境の改善が図られることですが、大桑橋から下田上橋詰交差点へ向かう車両が増える、あるいは、下田上橋詰交差点から笠舞三丁目交差点へ向かう車両が増加し、小立野線以南の生活道路において交通事故の発生要因が増大するのではないかとということで、交通安全対策を強く要望する、というご意見でございます。

県といたしましては、小立野線以南の生活道路の交通安全対策については、今お示ししております、上野町町会の中を通ります道路でございます。こちらの交通安全対策については、計画道路の開通後の状況を見極めることや、具体的な内容については、地域の皆様とご相談しながら、必要な安全対策について、公安委員会及び道路管理者との協議を進めてまいりたいと考えてございます。

2つ目でございます。計画道路の開通により、大型ダンプやトラックの通行が増大する可能性があります。現在でも、自転車を利用する小学生や主婦が多

い、高齢者や学生の通行も増加が予想されることから、車道に自転車通行帯を設けなくて、歩道を通行させることで安全確保を図って欲しい、というご意見でございます。これにつきましては、先ほどの上野本町上町会と同様の自転車通行帯の位置に関するものでございますので、最初のご意見と同様の見解いたします。

いずれも、道路計画に反対するご意見ではなくてですね、利用促進に前向きな意見でありますので、今後とも、事業の実施にあたりましては、地元関係者の皆様と十分な協議・調整に努めていきたいと考えております。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。
- ◆川上会長： 現在、旧工学部跡地の周りには、あまり幹線的な道路がなくて、非常に、先ほどもご説明ありましたけれども、歩道も少なく、非常に通学路含めて、混乱した状況があるわけですから、今説明ありましたように、この幹線道路が整備されれば、そういう状況はかなり改善されるというふうには感じました。
- ◆川上会長： ほかにいかがでしょうか。
- ◆高山委員： 市の都市計画審議会においても、少しご意見がございまして、その道路整備にあたっては、今、課長さんからご説明があったように、地元と非常に丁寧に、協議しながら、地元の要望や交通安全対策に、配慮頂きたいという意見もございましたので、是非、その辺は地元と十分相談・協議しながら、事業を進めて頂きたいなと思います。
それから、おそらく、今7,000台くらいだというふうに予測がございましたけど、もう少し増える気がしないでもないんです。というのは、下田上橋詰交差点ですかね、下から上に上がる道路っていうのは、今、一方通行のとししか抜ける道がないので、今はどンドン下から上がってくる交通っていうのは、非常に少ないのですが、今工学部跡地の幹線としての道路ができれば、非常に通行しやすくなるので、そういう意味では、小立野台地の方に上がってくる交通は増えるのではないかな、というのが予測されます。よろしくお願いします。
- ◆川上会長： 他にご意見いかがでしょうか。
- ◆川上会長： 先ほど、上野本町上会からの意見があったんですけど、横断歩道等をしっかり整備してほしいってことでしたけども、これから県立図書館と金沢美大の計画設計が進む中で、必ずしも横断歩道だけではなくて、うまい歩道のネットワークが車と交差しないような形で、整備されるといいなと思いますけど、事業主体が多少違うので、うまく連携して、そういうことをやっていけばいいので

はないか、県の工事も県の都市計画課とかそういうところでも、少し関係者として、意見とか希望を出せばいいなと感じました。

◎事務局 : 委員長のご意見についてになりますが、こちらが、県立図書館の予定地、こちらが美大のほうになります。こちら、施設設計を現在しておりまして、私どもも、この道路の建設にあたりましては、県と市連携しまして、施設の配置、交通のあり方につきまして、検討しております。

◆川上会長 : そういうものが、よくデザインされた横断歩道橋であるもので、立体的な自然な中でできると、結構、景観的なシンボルにもなるようなふうにも感じました。よろしくお願ひします。それと、上野町町会から出された意見は、現状が、かなり通過交通量が発生している状況で、現在でも改善すべき状況にはあるわけなので、これはもっぱら、金沢市が、県警と協力しながら、整備をしていくべきもので、今回の都市計画道路の整備にあたって、さらに、それが悪化することのないように、できれば現在の通過交通が発生しているような状況を、発生しないような状況に変更するように、これは金沢市の都市計画課と道路整備とか、交通規制のほうと協力して、是非取り組んで頂きたいなと感じました。

◆川上会長 : 他にいかがでしょうか。それでは、ほかにございませぬようですので、本案件については、ご承認頂いたものといたします。ただし、先ほどから、委員からもご意見ありましたし、私からも発言したわけですけれども、今後とも、地元関係者の方々と十分な協議・説明に努めながら、計画、事業を進めていって頂きたいというふうにお願ひいたします。

それでは、議第1593号「金沢都市計画 公園の変更について」を上程します。事務局から説明してください。

◎事務局 : 金沢都市計画公園 金沢城公園の変更についてご説明いたします。議案書は10ページ、図面は11ページとなります。こちらのスクリーンをご覧ください。位置図になります。こちらが「金沢市役所」、「兼六園」、「尾山神社」がこちらになります。そして赤線で囲まれた区域が「金沢城公園」です。こちらの着色された部分につきまして、今回追加する区域456㎡になります。

拡大図になります。「尾山神社」がこちらになります。市道を挟みまして、こちらが「金沢城公園」、「玉泉丸庭園」になります。今回、明治期に焼失した鼠多門の復元整備事業の実施に合わせ、尾山神社側に、新たににぎわいとエントランス空間の創出を図るため、鼠多門橋を設けるとともに尾山神社内に園地を設けるため区域を追加するものでございます。

こちらは、鼠多門橋の整備イメージになります。橋の長さは約33mで、幅は約5.5mになります。橋桁や橋脚は耐震性の確保等から鋼材を用いますが、周りは木材板による化粧を行い、木橋をイメージします。また、橋の下には市道が通っていますので、道路管理者、警察との協議により、通行に支障がないよう、道路面から4.7mの高さの通行空間を確保する計画となっております。

こちらは、園地の計画概要になります。園地につきましては、右のイメージ図にありますように、金沢城公園の西側の入口として、尾山神社の参道と接続する園路を設けまして、バリアフリー対応のためにスロープも設置する計画としております。

なお、こちらにつきましては、今年2月6日から2月20日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆川上会長： スロープを設けるのは、現代の社会的な状況から、必要だと思いますけども、鼠多門橋の城側のほうは、なにかそういう対応はされているのですか。

◎事務局： 鼠多門橋のほうも、昔ながらの急な階段のほかに、また別にですね、バリアフリーの施設は設けております。2つ設けるといふふうに聞いております。

◆川上会長： わかりました。本来は、本物の復元であれば、普通通りに復元した方がいいのですけれども、社会的な状況から考えると、五十間長屋でもそういうふうに行っているように、スロープとか、そういうものとかは必要だと思います。

◆川上会長： いかがでしょうか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認頂いたものといたします。

次の議第1594号から議第1596号についてですが、都市計画道路 松本福島線の新規決定に伴う、関連のある案件でありますので、あわせて上程します。事務局から説明してください。

◎事務局： それでは、都市計画道路 松本福島線の新規決定について、ご説明いたします。議案書及び図面は12ページから17ページになります。こちらのスクリーンでご説明させていただきます。まず、今回の路線に関連する加賀海浜産業道路の概要について、ご説明いたします。

加賀海浜産業道路は、加賀地域と金沢港とを連結する海側の新たな南北幹線として、「ダブルラダー輝きの美知」構想に位置付けられた重要な道路となっております。

加賀地域につきましては、ものづくり企業が集積し、製造業の出荷額・従業員シェアがいずれも本県の約6割を占めており、さらに、近年、多くの企業進出による集積が一段と進んでいるところでございます。

また、金沢港につきましては、コンテナの取扱量が2年連続で過去最高を記録し、大きな変貌を遂げており、現在、積極的な機能強化が進められているところでございます。

こうした状況の中、加賀海浜産業道路は、加賀地域と金沢港の相互のアクセシビリティを強化し、加賀地域の発展につなげる重要な役割を担っております。

次に、位置図についてご説明いたします。位置関係ですが、スクリーン上側が

金沢方面、下側が小松・加賀方面になります。緑色に示します路線が「北陸自動車道」、こちらが「徳光スマートインターチェンジ」、「美川インターチェンジ」がこちらにあります。こちらが今年25日に供用予定となっております「能美根上スマートインターチェンジ」になります。並行して「県道金沢美川小松線」が走っておりまして、「美川大橋」はこちらになります。山手のほうに「国道8号」がございます。

今回、加賀海浜産業道路の一部区間としまして、白山市松本町から川北町を經由しまして、能美市福島町までの延長約7,220mにつきまして、新たに松本福島線を新規決定するものでございます。

これにより、美川大橋付近における複数路線の集中による交通混雑の解消や、多くの企業立地による沿線工業団地への交通需要の高まりに対応するものとなっております。

次に、ルートについて説明いたします。ルートの設定にあたりましては、交通混雑が顕著なピンク色で示します市街地を迂回することとし、また、オレンジ色で示します既存の集落及び住宅団地の分断を避けること、カーブの数を極力少なくすることで、道路の走行性と安全性を確保する等、総合的に勘案し、また、住民との合意形成、関係機関との協議を踏まえたルート設定となっております。

続きまして、道路幅員について、ご説明いたします。今回決定区間における主たる道路部分については、将来交通量が約5,000台から9,000台程度見込まれることから道路構造令に基づきまして、車線数を2車線とし、市街地に近い海側に片側歩道を設けまして、総幅員12mの計画といたします。

続きまして、松本福島線の決定に伴いまして、次の4路線につきましても変更が生じておりますので、ご説明いたします。まず1点目は、横江松本線についての線形の変更、2点目は、水島美川大橋線について、交差点部の区域の変更、3点目は、湊小松線についての路線の廃止、4点目は、根上小松線の区間廃止に伴う起点位置の変更が内容となっております。

まず、横江松本線の変更についてご説明いたします。こちらにつきましては、松本福島線の決定に合わせまして、接続する横江松本線の交差点部につきまして、松本福島線を主交通とした道路線形の変更を行います。

続きまして、水島美川大橋線につきましては、今回の決定に伴いまして、新たな交差点ができることで、交通の円滑化を図るため、右折車線を設けることとし、区域の変更を行うものでございます。

最後になりますけれども、湊小松線及び根上小松線につきましては、まず、青色で示しております根上小松線については、小松市街地までつながる道路となっております。青色に示します、580mの区間につきまして、赤色で示します松本福島線の決定に伴いまして、重複することから区間廃止を行い、起点位置をこちらの吉原町から福島町へ変更するものでございます。合わせまして、青色で示します湊小松線につきましても、同様に路線を廃止を行うものでございます。

最後に、本案件は、2月6日から2月20日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆川上会長： 特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認頂いたものといたします。次に、「高堂泉台線」の変更について事務局から説明して下さい。

◎事務局： 続きまして、能美都市計画道路 高堂泉台線の変更についてご説明致します。議案書は18ページ、図面は19ページになります。

まず、位置図になります。こちらが「国道8号」、こちらが「加賀産業開発道路」、こちらが「泉台ニュータウン」、「能美市役所寺井分室」がこちらになります。能美東西連絡道路につきましては、県道金沢美川小松線から国道8号を経由し、加賀産業開発道路までを結ぶ計画でございまして、能美市の根上地区、寺井地区、辰口地区を東西に連絡し、地区相互の連絡強化を図る重要な道路となっております。この中央部がその区間の一部を担う高堂泉台線になります。今回、変更となるのは、泉台ニュータウンの近くにありまして、こちら430mの区間になります。

変更内容についてご説明いたします。今回、道路幅員につきまして、当初、停車帯と植樹帯を設けた幅員16mの計画としておりましたが、沿道の土地利用として、住宅の宅地開発が進み、商業施設等の荷捌き需要が見込まれないことから、ピンク色で示します両側の停車帯につきまして、廃止し、路肩0.5mとするものであります。また、宅地開発による区画道路との交差点ができることによりまして、見通しを確保するため、緑色で示します植樹帯につきまして、設けないこととし、道路幅員につきましては、16mから12mに変更するものであります。なお、当該区間含め国道8号方面に向けては幅員12mで整合性を図っています。

現況写真です。左の写真①は終点側から望んだ写真になります。写真②は中間地点からの写真になります。沿道の土地利用としまして、従前は田畑だったので、新しい住宅や共同住宅の開発が進んでおります。

次に区域の変更についてご説明いたします。青色が、今回、削除される区域を示しております。赤く塗られた部分に変更後の都市計画道路区域を示しております。区域の変更におきましては、当初、青色区域の民地部を拡幅する計画になっておりましたけれども、極力住民への影響を少なくして済むように南側の青色の部分を幅員の減少に伴い削除する区域としております。

最後に、本案件につきましても、2月27日から3月13日までの2週間の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

◆高山委員： 沿道の土地利用が当初予定よりも、変更になって商店街というのはなく、住宅になりそうだというご説明だったと思うのです。それに応じて、幅員を減少、16から12に減少するという計画なのですが、最近、自転車利用を、先ほどの

事例もありましたけれども、道路の左側端は自転車利用するということを考えますと、路肩50cmっていうのは、どうも走りづらいかな、と思うのです。従来、前後を考えると1.2mでずっと計画してきている、完成しているということなので、その整合性を統一すると確かに1.2mということになるのかもしれませんが、逆に言うと前後は、周囲が田んぼ的なところですし、農地ですので、それより今のこの部分は、住宅地が張り付くということであれば、自転車利用も当然考えられますので、もう少し配慮をして頂いた方が、いいのではないかなと。前後との整備の、その時代には、自転車通行に対する配慮というのは無くて、どちらかというとなら2.5mの歩道側を通るような考え方もあったのかもしれませんが、もう現時点では、歩道通行よりも道路を通行する、道路の左側端を通行するというふうに、舵をきちっと切っていますので、そういう意味では、もう少しご配慮頂いたほうがいいのではないかなというふうな意見です。

◆川上会長： 事務局のほうから、何かありますか。

◎事務局： 高山委員のご指摘のように、自転車の通行環境っていうのは非常に、今後の道づくりを行う上で、重要なものであるというふうに考えております。こちらの道路の現状を少し説明させていただきますが、先ほど高山委員からございましたように、路肩部50cmで、国道8号まで約3km間ですが、今の50cmの路肩で、統一しているところでございます。また、自転車の利用につきましては、こちらのように、中学校、高校、小学校があるのですが、自転車の利用としましては、調査したデータでいきますと、12時間で44台、ピーク時、朝の7時ですけども、その時間帯で約20台、3分間に1台程度でございます。まずは、こちらのほうにつきましては、県警さんなり、国交省さんからでてます、ガイドラインに基づきまして、車道の路肩、左側を通行させることを徹底させることで、周知していくことをまずしていきたいと思っております、今後必要に応じてですね、路面標示等、そういうものにつきましても、考えていければいいかなというふうに思っております。

◎事務局： 少し補足させていただきます。今、高山委員からありましたとおり、自転車については、車道の左側ということにして、自転車の走行空間を確保する要因とすれば、やはり、車の交通量と自転車の交通量のバランスだというふうに思っております、今、事務局のほうから説明があったとおり、ガイドラインによると、4,000台以下の交通量については、車と自転車が混在しても、そんなに支障にならないかなという形での数値が示されておまして、今回の場合、将来推計でいきますと、3,500台程度になります。自転車と車が、要は車が自転車を避けたときに、対面から車が来なければ、スムーズにお互いに行けるかなということで、今、私どもでは、そういった1つの目安として、4,000台、それから、速度もある程度、ここでしたら、40km/時ということなので、そこについては、少し、そういった形で、路肩が狭くても大丈夫かなと思っておりますが、先生がおっしゃるように配慮が非常に大事なので、よく道路と歩道の境に水路をつくるのですけ

れども、それが逆に、自転車を走りにくくしているのです、そういったものを歩道の下側に入れるような形にして、少しでも自転車が走りやすい形にですね、現場等是对应していきたいというふうに思っております。

◆高山委員： 路肩の50cmの部分が、そのまま有効に活用できるような道路構造であれば、私は特に問題はないかなというふうに思って、ここは是非、自転車のことを配慮して、現場の施工をやって頂ければと思います。

◆川上会長： 今のご意見については、50cmっていうのは、かなり時代的には前の時代で、路側帯の幅は自動車のための路側帯だと思うんですね。だから、自転車のことは考えていない、基本的に。そういうこともあるので、現在の色々な規則とかもあるのですが、実態としては、歩道を自転車で通行してもらった方がずっと安全で、事故も少ないと思うんですね。明るいうちはまだいいのですが、暗くなってくると、運転者のちょっとした過失ですぐ、自転車側が被害者になってしまうということは、十分現在も起こっていますから、なかなか難しい面もあると思いますが、また色々ご検討ください。

同じようなことを感じたのですが、先ほどの植栽帯を廃止するのが、死角をあまりつくらぬようにするためだという説明があったのですが、それも不自然な感じがしまして、こういう住宅地であれば、なおさら植栽帯が景観的に非常に必要で、いい物だと思うのですが、やはり前後がそうでなくて、それで公共事業費の縮減とか用地買収を少なくするとかそういうことが、かなり今回の場合は必要なんだという説明であれば、やむなく理解できるかなという感じがしました。

◎事務局： この計画を見直すにあたっては、地元の方にしっかり説明している中で、やはり既に整備されている泉台のニュータウンは、植樹帯がございまして、そういう状況を見てですね、逆にない方が、落ち葉とかそういったものが、大変だということで、そういったご意見もございましたし、一方で、先生のおっしゃるとおり、土地の買収についても色々ご意見ございましたので、総合的に判断しまして、1.2mということで、今回変更させて頂きたいというふうに思います。

◆川上会長： わかりました。この道路は能美市の東西方向をつなぐ重要幹線だと思いますが、景観基準がかなり前から続いているので、全体的に、意見交換あったように、少し古い時代で、もうちょっとやっぱり、路側帯なり自転車走行帯をちゃんと確保できるような整備であるべきじゃないかなという気はしました。ただ、今事務局からご説明ありましたように、中々難しい状況で、今回はやむを得ないのではないかなというふうに思います。

◆川上会長： 他に、ご意見等いかがでしょうか。特にございませんか。では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案はご承認頂いたものといたします。

最後に、事務局の方から、「都市計画決定案件(市町決定)について」報告をお願いします。

◎事務局 : それではご説明いたします。お手元のA3、参考資料4「都市計画決定案件(市町決定)について」をご覧ください。

こちらは、前回第166回審議会の11月22日以降に、市町において決定告示された案件の一覧表でございます。金沢都市計画 地区計画の変更及び金沢都市計画 下水道の変更の2件が決定告示されております。以上でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。他に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

◎事務局 : 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第167回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。